

## 意見検討結果一覧表

(案件名:「いわていきいきプラン2014(仮称)(岩手県高齢者福祉計画・岩手県介護保険事業支援計画)」(素案))

番号	区分	提出方法	意見等	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
1	計画全般	説明会	素案の概要(A3判)では「重点施策」が7項目ある一方で、素案の冊子の第3「計画の具体的な展開」では10項目で構成されており、「4高齢者の尊厳の保持、権利擁護」及び「10連携体制の推進等」が重点施策に入っていないが、どのような考えか聞きたい。	「4高齢者の尊厳の保持、権利擁護」は、重点施策の「高齢者が安心して暮らせる地域づくりと地域包括ケアシステムの構築」としてまとめたものです。 「10連携体制の推進等」は「地域包括ケアシステムの構築」を始めとする各施策の推進に当たっての方向性となるものです。	その他(F)
2	計画全般	説明会	新たに「良質な介護サービスの確保と質の向上」と「被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興と高齢者の支援」を重点施策に位置付けた中、「施策推進の基本方針」に「地域包括ケアシステムの構築」をメインとしたことの経緯等について伺いたい。	このプランは、法に基づく第5期介護保険事業支援計画であり、国による基本指針では、第3期計画(2006-2008)以降の「地域包括ケア」の考え方により、継続的かつ着実に取組みことが重要とされる一方で、今後、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者への対応、震災による被災地の要介護高齢者等への介護サービス提供体制の復旧・復興など、優先的に取り組むべき事項(重点記載事項)を計画に位置付けるよう示されていることを踏まえ、基本方針と重点施策を柱立てております。	その他(F)
3	計画全般	説明会	このプランは、各市町村の「介護保険事業計画」と一体的なものとなっているか。	このプランは、介護保険法に基づく法定計画であり、国の基本指針に基づいて、市町村介護保険事業計画の作成等に関し、市町村に対して必要な助言と意見交換を行うなど、市町村との連携、広域的調整との整合性を図りながら、策定しています。	その他(F)
4	計画全般	メール	今回のパブリック・コメントのように、計画に対しての意見を求めるのではなく、具体的な施策を募集してモデル的に実施していく方法も検討いただきたい。	いただいた提言につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。	参考(D)
5	計画全般	FAX	現在の状況は、本案の枠組みを超えた所、部局・課をまたいだところに重大な問題と課題が生じており、本案は、2010年度までの良案ではあっても、現在では時代遅れの案である。「次の地震」「次の津波」「次の噴火」から、高齢者と要介護者をいかに守るか。これが、現下、最大の課題である。 保健福祉部と総務部が見解の摺合せを行い、どうするかを考えて「いわていきいきプラン2014」を全面的に見直すことを提案する。 (振り込め詐欺対策キャンペーン)と同様に、(高齢者・要介護者緊急避難キャンペーン)を、マスコミと県が一体となって行う必要がある。 介護療養型医療施設の問題では、久慈地域では、介護療養型医療施設は、ただひとつであり、しかも、津波被災地域に立地している。現状では「次の津波」の時は、被災して機能を失い、久慈地域で医療・介護が必要な高齢者と要介護者は、行き場を失うことになるだろう。保健福祉部と医療局が話し合いを持ち、問題を共有し、見解の摺合せを行い、どうするかを考えて、その上で「いわていきいきプラン2014」を全面的に見直すことを提案する。	このプランは、老人福祉法・介護保険法に基づく法定計画であり、国の基本指針に即して、市町村との連携、広域的調整との整合性を図り、いわて県民計画、岩手県地域福祉支援計画、岩手県東日本大震災津波復興計画等との調和を保ちながら、策定しております。復興計画の中では、「暮らし」の再建を掲げ、高齢者等の要介護者が地域で安心して生活できる保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築に取り組むほか、大規模な災害の発生に備え、介護保険・障がい福祉施設に防災機能を付加するとともに、総合保健福祉機能と防災拠点機能を併せ持つ公設民営型複合施設の整備、被災者が安全に安心して暮らせる新たな住宅及び宅地の供給、避難機能や地域コミュニティに配慮した複合型集合住宅の整備などに取り組んでいくこととしております。 いただいた提言につきましては、関係部局にも情報提供し、プランの内容検討や今後の施策推進の参考とさせていただきます。	その他(F)

番号	区分	提出方法	意見等	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
6	高齢化の進展と高齢者等の現状	説明会	後期高齢者の割合について、頭打ちになる地域があるという説明だったが、どういうことか。	全国では、高齢化がピークになるのは、団塊の世代が65歳以上になる平成27年以降となりますが、要介護者については年齢が高くなるほど増加するので、75歳以上となる平成37年が目安になります。 県内全体では、高齢者が増加し続けていますが、中山間地域等の高齢化が40%近くなったところでは、高齢者人口の増加がストップあるいは減少に転じています。	その他(F)
7	高齢化の進展と高齢者等の現状	説明会	人口推計やサービスの見込量は震災の影響を反映しているか。	人口推計及びサービス見込量は市町村の推計結果による積み上げであり、被災市町村分については、震災の影響を反映しているものです。	その他(F)
8	高齢化の進展と高齢者等の現状	メール	素案13ページに記載されている、一人当たりの平均利用単位数において本県が全国と比較して低いが、サービス量そのものが不足しているのか、あるいは利用しづらいのか原因を探り対策を検討する必要があると考える。	本プランの策定に向けて、平成22年度の岩手県介護保険運営状況調査結果では、訪問サービスを利用しない理由として、「本人または家族が何とか頑張るという気持ちが高い、費用が高い、他人を家に入れたくない、近くに事業所がない」などの回答を得ています。引き続き、要介護(要支援)認定者のサービスの利用動向やサービスに対する意向の把握・分析に努め、市町村と連携し、在宅サービスの充実に向けた取組みを進めていきます。	参考(D)
9	高齢者が安心して暮らせる地域づくり・地域包括ケアシステムの構築	FAX	高齢者が安心して暮らすことができるよう、特に「見守り等」の必要性を感じている。 県単位での老人クラブ、民生児童委員等への更なる啓蒙普及、「見守り等」活動への助成事業等具体的な施策を希望する。	これまで、高齢者総合支援センター運営事業による情報提供、老人クラブが行う元気高齢者による地域貢献活動や要援護高齢者に対する友愛活動等への助成・支援、民生委員への活動費等を通じて、地域における見守り等の活動に対し支援するとともに、被災地の仮設住宅で暮らす高齢者等に対し、地元老人クラブや民生委員が連携協力して行うよう、見守り等の研修も実施しています。 今後も、効果的な普及啓蒙のあり方や地域の実情に応じた見守り等の活動の促進について、市町村及び関係機関と連携を図りながら充実に図ります。	参考(D)
10	高齢者が安心して暮らせる地域づくり・地域包括ケアシステムの構築	FAX	素案23ページの2高齢者が安心して暮らせる地域づくり(2)今後の取組み③地域における見守り活動や支え合い活動等の促進について、地域の情報源である回覧板も高齢になると、次に回すことさえ大変になり、回覧を辞退すると情報は入らない、近所づきあいも少なくなるなど、マイナス面がある。 更に、回覧板が回ってきてても内容が理解できないことなどもあることから、今後、見守り、支え合いの活動を実現させてほしい。	いただいた提言を参考に、今後、見守り等の地域の支え合い活動を拡充するため、市町村、社会福祉協議会、民生委員協議会、老人クラブ及びボランティア団体等の活動交流や友愛活動の事例紹介などを積極的に行うとともに、各市町村において地域支援事業を活用し、地域の実情に応じた見守り等の事業が実施されるよう支援します。	一部反映(B)
11	高齢者が安心して暮らせる地域づくり・地域包括ケアシステムの構築	説明会	重点施策の「医療と介護との連携」について、どのような連携の仕方を考えているのか。	医療と介護との連携については、医療ニーズの高い高齢者に対し、医療・介護を切れ目なく提供する観点から、医療と介護の役割分担を明確化し、連携を強化するため、在宅生活時の医療機能の強化に向けた、新サービスの創設や訪問看護、リハビリテーションの充実、介護施設における医療ニーズへの対応、入退院時における医療機関と介護サービス事業者との連携を促進することとなっています。	その他(F)
12	高齢者が安心して暮らせる地域づくり・地域包括ケアシステムの構築	FAX	素案26ページの3地域包括ケアシステムの構築(3)今後の取組みに示されている、「沿岸被災地域における高台への医療提供施設や福祉施設等の合築などの効率的・効果的な施設整備の検討と津波被害に遭わない郊外型の大規模入所施設等から小規模施設への計画的な転換・分散の整備検討」について、現状の介護老人保健施設の機能を維持しつつ、小規模施設(ミニ特養・老健施設・介護療養型医療施設等を含む。)への計画的な転換と併せて、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型グループホーム、訪問看護ステーション、訪問介護、訪問リハビリ、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ、提供する複合型サービス施設等を一体的に整備し、地域で高齢者ケアが受けられるよう検討していただきたい。	沿岸被災地域における地域包括ケアシステムの構築に当たっては、ご提言の趣旨も踏まえ、地域のニーズ、市町村の復興計画や新たなまちづくりとの整合性を図りながら、保健・医療・福祉の連携により、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指すような仕組みづくりを検討していきます。	一部反映(B)

番号	区分	提出方法	意見等	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
13	高齢者が安心して暮らせる地域づくり・地域包括ケアシステムの構築	メール	<p>素案26ページに記載されている(2)今後の取組みの「地域包括ケアシステム」に係る先進事例の調査等とあるが、地域包括ケアの推進という点から考えると一歩進めた計画が必要だと思う。</p> <p>例えば被災市町村の中から希望によりモデル地区を指定し、県・地域包括・在宅介護支援センター協議会・県高齢者総合相談センターがバックアップして先進的な事例を作り出すというような計画があっても良いのではないかと思う。</p> <p>県高齢者総合支援センターが行う地域包括支援センター支援を一歩進めた形で実施できるように計画の中に位置づけられないだろうか。</p>	<p>いただいた提言につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> <p>また、県高齢者総合支援センターが行う地域包括支援センター支援のあり方については、今後、各地域包括支援センターから意見をいただきながら検討していきます。</p>	参考(D)
14	地域包括ケアシステムの構築	メール	<p>地域包括ケアの推進について、国が説明している地域包括ケアの想定範囲と実際に地域包括支援センターが担当している範囲に大きな隔りがあることは明らかであることから、その溝を埋めるためには在宅介護支援センターの活用は不可欠となるため、計画の中に「在宅介護支援センターを積極的に活用して」というような文言を入れることを要望する。</p> <p>また「地域包括ケア」という言葉は一般住民にとって非常に分かりづらく、わかりやすい表現での説明が必要かと思う。</p> <p>あるいは具体的な取り組みを示すことで理解してもらおうということも考える必要があると思う。</p>	<p>県内の在宅介護支援センターの多くは、地域包括支援センターのブランチとして地域住民等から相談や連絡調整及び必要な援助を行っていることから、在宅介護支援センターの活用について追加します。</p> <p>「地域包括ケア」の表現については、国のイメージや、「岩手県復興に向けた医療分野専門家会議」における地域包括ケアの推進に向けた取組みのイメージ等について、盛り込みました。</p>	一部反映(B)
15	高齢者が安心して暮らせる地域づくり・地域包括ケアシステムの構築	メール	<p>今回のプランには、「医療と介護の連携」について触れられている部分がほとんどなく、今後医療的ケアの必要な方が在宅で生活していく流れが強まることを考えれば、本計画においても盛り込むべき内容と考える。</p>	<p>医療と介護との連携については、国の基本的な考え方として、医療ニーズの高い高齢者に対し、医療・介護を切れ目なく提供する観点から、医療と介護の役割分担を明確化し、連携を強化するため、在宅生活時の医療機能の強化に向けて、新サービスの創設や訪問看護、リハビリテーションの充実、介護施設における医療ニーズへの対応、入退院時における医療機関と介護サービス事業者との連携を促進することとなっています。本プランではその趣旨を踏まえながら、「3 地域包括ケアシステムの構築」の(2)今後の取組みで主な取組みを記載しているほか、「8 良質な介護サービスの確保と向上」の(2)今後の取組みで医療的ケアの必要な利用者の増加に対応した看護師の養成・確保と介護職員によるたんの吸引・経管栄養等医療的ケアが適切・安全に施されるための研修の実施について記載しているところです。</p>	その他(F)
16	認知症高齢者への支援	メール	<p>素案27ページ(2)②成年後見制度の普及啓発の「虐待を受けた高齢者の緊急時における一時保護を行うための施設(シェルター)を確保するための事業検討」について、このような施設は確かに必要で、今後具体的な検討をお願いしたい。</p> <p>また、市町村での対応が困難な場合に、市町村を超えて県が調整できる仕組みは必要と考える。</p>	<p>既に実施している他県の先進事例の情報収集等を行うとともに、県内の市町村や関係機関とシェルター事業に係るニーズやあり方等について、具体的に検討する機会を設けるところです。</p>	一部反映(B)
17	認知症高齢者への支援	説明会	<p>認知症サポーター養成講座について、全国の目標である認知症サポーター100万人養成は既に達成したが、今後もこれまでのように市町村から全国キャラバン・メイト連絡協議会に対して、認知症サポーター養成講座開催数や養成数を報告していくのか。</p>	<p>国では、平成26年度までに400万人を養成することを新たな目標としたところであり、引き続き、開催数や養成数を報告いただきますので、ご協力をお願いします。</p>	その他(F)
18	認知症高齢者への支援	メール	<p>認知症への対応の部分が薄いように感じる。介護保険や高齢者福祉の流れからいっても、もう少し計画の中で重く扱う必要性を感じた。</p>	<p>プランでは、重点施策の一つに「認知症高齢者への支援」を位置付け、認知症の早期診断・早期対応体制、相談支援体制の充実、質の高い専門的ケアの提供等の取組みを推進するとともに、今後、新たに「認知症施策推進会議(仮称)」を立ち上げ、県内の認知症の関係団体の代表等をメンバーに、市町村における認知症対策の円滑な実施や地域支援体制の構築等を支援するなど、総合的な認知症対策を進めます。</p>	参考(D)

番号	区分	提出方法	意見等	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
19	認知症高齢者への支援	メール	素案34ページに記載されている(2)今後の取組みについて、来年度の介護報酬改定の基本的視点の一つに「認知症にふさわしいサービスの提供」があることから、もう少し具体的な計画が必要と思う。 徘徊SOSネットワークは様々な機関が関わることから検討会を立ち上げるという案はどうか。	今後、「認知症施策推進会議(仮称)」を設置し、県内の認知症の関係団体の代表等をメンバーに、認知症サービスに係る従事者向けの研修や体制整備のあり方等について検討するほか、市町村における認知症対策の円滑な実施や地域支援体制の構築など、認知症の総合的な取組みについて支援するところ です。 また、徘徊SOSネットワークについては、関係機関で構成する権利擁護ネットワーク会議の場等を通じて、検討していく予定です。	一部反映(B)
20	認知症高齢者への支援	FAX	素案34ページの6認知症高齢者への支援について、独居で認知症があっても、介護サービス等を利用しながら在宅生活が継続可能であっても、離れて暮らす家族や近隣の方は「火の取扱いが心配」という声が多い。 認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターを養成しただけではなく、実際の見守り等の活動につなぐことがとても大切と考える。 また、認知症と思われるので、受診が必要と思っても通院が難しいという話を耳にする。 通院を待っているだけではなく、必要があれば訪問診療していただくことも早期発見には必要と思う。 更に、認知症だけではなく、「うつ」というケースもあるので、是非専門医が地域に訪問していただきたい。	いただいたご提言を参考に、今後、認知症サポーター養成講座や認知症キャラバン・メイト養成研修の実施に当たっては、見守り等の自主的な地域活動の必要性についても内容に盛り込むことや、かかりつけ医認知症対応力向上研修において「早期発見・早期対応の意義」もカリキュラムに盛り込まれていることから、引き続き今後研修の充実に努めます。	参考(D)
21	介護を要する高齢者等への支援	FAX	素案37ページの7介護を要する高齢者等への支援A施策の方向性について、介護老人保健施設は地域の拠点として、医療と介護の両翼を担っており、医療と介護の連携強化を進めていくうえで欠かせない施設であることから、方向性と具体的な取り組みを列記していただきたい。	いただいたご提言のとおり、介護老人保健施設は医療と介護、施設と在宅をつなぐ重要な拠点の一つであることから、施設と在宅を結び介護老人保健施設の計画的整備や機能の向上を支援することについて記載しました。	全部反映(A)
22	介護を要する高齢者等への支援	FAX	素案38ページの(2)サービス種別の目標量に、療養病床の転換について記述があるが、素案の74ページの介護老人保健施設の目標量では、平成22年度は5,602人、平成26年度は5,791人となり189人の増、素案75ページの介護療養型医療施設の目標量では、平成22年度は688人、平成26年度は622人となり、66人の減となっているが、介護療養型医療施設の人員を介護老人保健施設に転換し、調整を図るものであるか。 介護療養型医療施設の転換については、特別養護老人ホームや居住系施設等への転換についても検討していただきたい。	介護療養病床の転換については、各保険者において地域の実情に基づいて、介護老人保健施設だけではなく、他の介護施設等への転換も目標として設定しているところです。	その他(F)
23	介護を要する高齢者等への支援	説明会	素案43ページの訪問リハビリテーションサービスの気仙管内の推計値について、平成21年度及び平成22年度と平成24年度から平成26年度を比較して、急激に増加している理由を教えてください。	当該推計値については、管内市町が地域のニーズ等を踏まえ推計したものであり、今後3年間で訪問リハビリテーションサービスの充実を図りたいという考えが数値として表れたものです。	その他(F)
24	介護を要する高齢者等への支援	説明会	訪問看護ステーションで、がん末期の方や認知症の方が特に多くなっており悩んでいる。 施設・居住系サービスが平成26年度にはかなり増えるという数字が出ているが、この中で特別養護老人ホームや介護老人保健施設で、看取りまで行う施設がどれくらいあるか、県で状況を把握できているのであれば教えてください。	将来の推計については、利用人数がどれだけ増えるか、というデータになっており、それに伴い施設が何床増えるかということは把握しておりますが、それがどのような施設になるか、例えば看取りに係る加算をとるかなどについてはこれから検討されていくこととなります。	その他(F)
25	介護を要する高齢者等への支援	説明会	地域で看取りの必要性が高まっているが、入院も長期間でできず、転院も難しい中で、がんの末期の方などがどこで最期を迎えればよいのかという不安を感じる。 一人暮らしや老々介護の方も多く、家族等の介護力もない中で、新たにたん吸引の研修制度もできたが、施設で看取れるような体制の強化など、看取りについても留意して指導してほしい。	提言の趣旨も踏まえ、看取りやたん吸引に関する研修など、地域で要介護高齢者を支えるための介護従事者の確保と資質の向上のための取組みに努めます。	参考(D)

番号	区分	提出方法	意見等	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
26	介護を要する高齢者等への支援	説明会	待機者調査について、特別養護老人ホームについては調査を行うが、なぜ特別養護老人ホームだけなのか。	介護保険制度導入以前の特別養護老人ホームは、在宅での介護が困難な方については、措置として行政の責任で施設に入所させていました。介護保険制度になっても、市町村には措置責任が残っており、特別養護老人ホームの基盤整備については、行政で進める必要があるため、入所ニーズの把握を行っています。	その他(F)
27	良質な介護サービスの確保と向上	FAX	素案83ページの8良質な介護サービスの確保と向上について、日中働きながらも研修を受講できる環境が必要と思われる。 ホームヘルパー自体の身分が保障されていないため、研修があっても出張して参加できるヘルパーは少ない状況であるし、研修参加費や旅費等の自己負担もかかるため、参加を希望するヘルパーが少ないと思う。 少ない人員で訪問介護サービスをやりくりしていると、研修に参加したくてもなかなか受講できない状況である。 また、サービス提供責任者として学ぶ場も必要と考える。 訪問介護サービスの質は、訪問ヘルパーの質だけではなく、指導するサービス提供責任者の質の高さも左右することから、スーパーバイザーとして学ぶ場が必要と思う。	介護員養成研修は、日中働きながらも受講しやすいよう、一部の事業者において、通信課程による研修が実施されています。 また、サービス提供責任者を対象とする研修は、一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会や一般財団法人長寿社会開発センターなどの民間団体により全国各地で開催されています。 現任者の資質向上の取組みについては、今後、岩手県ホームヘルパー協議会等から意見等をいただきながら検討していきます。	参考(D)
28	良質な介護サービスの確保と向上	説明会	介護職員等によるたん吸引の研修について、研修内容を教えてほしい。	50時間の座学と6種類の演習による基礎研修を受講し、その後に試験を行い、合格した方は施設等で実施研修を受けることになります。 研修修了者は県に対して認定証の交付申請をします。 今年度の演習や試験は既に終了し、2月から施設等での実地研修を行うこととなります。 本年度は150名を定員として実施しており、来年度も同じ程度の定員を予定しています。 介護福祉士・社会福祉士の制度見直しに伴うもので、平成27年度以降に資格取得した介護福祉士は、基礎研修の部分は終わったことになるので、所属施設で実施研修をする必要があります。 来年度以降は、研修機関を県で指定し、研修機関で受講料を徴収して運営していくということも想定されますが、今年度は県で実施しています。	その他(F)
29	良質な介護サービスの確保と向上	説明会	介護職員等とは、介護福祉士とか様々な資格があるが、どの範囲での対象となるか。 ホームヘルパー(訪問介護員)も対象になるのか。	介護職員として働いている方であれば対象となります。 また、ホームヘルパー(訪問介護員)も対象となります。	その他(F)
30	良質な介護サービスの確保と向上	説明会	たん吸引の研修について、来年度以降、年間何回程度研修を予定しているか。	今年度については、国の通知が遅れて発出されたため、平成23年12月から研修を開始しました。 来年度の実施内容について、詳細は未定ですが、今年度と同程度の規模で実施を考えています。 実地研修については、受入施設の都合上、数回に分けて実施しなければならないと考えています。 今年度の実施状況を踏まえ、来年度の実施を検討します。 また、今年度より早い段階で計画を定め、実施していきます。	その他(F)
31	良質な介護サービスの確保と向上	説明会	たん吸引の研修に職員を派遣する施設・事業所としては、50時間の研修に職員を派遣するのは困難なため、1回の研修を数回(コマ)に分散して実施していただけるとありがたい。	今後の研修実施の参考とさせていただきます。	参考(D)

番号	区分	提出方法	意見等	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
32	良質な介護サービスの確保と向上	説明会	たん吸引については命に関係することが高いと思う。 万が一窒息等で亡くなってしまった場合、補償、誰が責任をとるのか。 何か問題が生じたときの指導の方法についても研修に入っているのか。 ホームヘルパー(介護職員)の責任になると困るし、事業所の責任になっても大変である。	研修には「リスクマネジメント」の科目も含まれていますが、一方で、ケアの中で何かがあった場合の対応としては、通常のケアと同様の取扱いとなります。 医療的ケアについては、そのようなリスクを考慮しながら、実施については、各事業所で判断していただくこととなります。	その他(F)
33	良質な介護サービスの確保と向上	説明会	たん吸引の研修について、今年度は、初年度なので盛岡開催であったが、沿岸地域から参加する場合は、盛岡に向くまで時間を要するので、来年度以降は沿岸地域でも開催してほしい。	今年度は、国通知の発出が遅くなった経緯があったことや、それに伴い講師の養成も遅れた状況です。 講師については、各施設等で現に勤務している方々に依頼している状況であることから、研修参加者だけでなく、講師も対応しやすい仕組みを今後検討します。	参考(D)
34	良質な介護サービスの確保と向上	説明会	たん吸引について、本来は医師や看護師の行為であるが、単に医師が少ないというだけで、一定の研修を修了した介護職を急速に増やして、生命のリスクの高い人たちに携わることから、今後、事故発生の危険性やヒヤリハットなどの問題が出てくると思われる。 それがストレスとなって職場を辞める人も出てくるので、安易にマンパワーを増やそうというのではなく、介護職を守る仕組みを作らないといけないと思う。	医師の指示や看護職員の助言等が受けられるような管理体制が十分でない状況では、実施することは適切ではないと考えている。 今回の介護報酬改定では、加算制度もできることから、導入に当たっては、事業所や施設の管理責任の下において、実施することとなるので、適切な実施体制を確保したうえで、取り組んでいただきたい。	その他(F)
35	良質な介護サービスの確保と向上	説明会	たん吸引の登録事務については、本庁で直接実施するのか。	本庁で直接実施しますので、書類については、振興局経由ではなく、直接長寿社会課あて提出するようお願いします。	その他(F)
36	良質な介護サービスの確保と向上	説明会	久慈地域では訪問看護ステーションは1カ所しかない。 また、介護職員のたん吸引について、在宅の場合は訪問看護師が実施することになるので、介護職員が行うたん吸引の普及は難しいのではないかと思います。	訪問介護サービス等に従事する介護職員についても、たん吸引の研修を受講していただくことは必要と考えています。 現在は、県社会福祉協議会が研修を実施しており、特別養護老人ホーム等で従事する介護職員が中心となっていますが、来年度の研修については、訪問介護サービス等の介護職員も受講していただけるような機会を設ける取り組みを行っていきたくと考えています。	その他(F)
37	良質な介護サービスの確保と向上	説明会	複合型サービスとは、具体的にどのようなものか。	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせを想定しているものです。	その他(F)
38	良質な介護サービスの確保と向上	説明会	複合型サービスの訪問看護は医療保険の方での対応となるのか。	介護保険での対応となります。	その他(F)
39	良質な介護サービスの確保と向上	説明会	複合型サービスについて、新規に事業を行いたいと考えているが、どこに相談すればよいのか。	地域密着型サービス事業所を設置する市町村(保険者)に相談してください。	その他(F)
40	被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興と高齢者の支援	メール	素案20ページ「沿岸被災地域での取組み」の事業について、教室やイベントを開催して参加を促すだけでなく、自主的な活動を引き出す方法も必要と思われる。 例えば、自治会等の組織化を後押しし、何らかの役割を担っていただくことも必要と考える。 サロン等に男性が参加しづらい面があるかと思うが、地域の中で役割が与えられれば、外に出るきっかけになると思う。	ご提言のあった今後の事業の進め方については、被災地市町村及び老人クラブ連合会等関係機関と協議しながら、高齢者等が自らボランティアやスタッフなど役割を担っていただけるような形で事業に参画できるような仕組みや男性の参加を促す取組みについて検討していきます。	参考(D)

番号	区分	提出方法	意見等	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
41	被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興と高齢者の支援	説明会	自分自身も応急仮設住宅に入居しているが、周囲の高齢者の様子が変わってきていると感じている。 今後、復興住宅の整備等が進むと思われるが、生活環境が変わった時に、行政などが見守りをしていただきたい。 特に、震災で落ち込んでいる時に、今後の生活に見通しが立たず、どうにもならない状況の人が多く感じる。 県も被災地の高齢者向けの支援事業を様々行うようであるが、環境が複雑なので、地元も意見を踏まえながらしっかりやっていただきたい。	宮古地域では、田老地区の仮設住宅団地や、山田町のサポート拠点や集会所等で高齢者支援などの取組みを行っているので、今後も市町村等と連携を密にして継続して対応していきます。 なお、支援に当たっては、今後は、災害復興住宅の整備や介護サービス、見守り等のインフォーマルサービス等を組み合わせる必要があると考えています。 国の3次補正予算に伴う事業として、介護基盤のまちづくり事業があり、1箇所当たり3千万円の補助制度があるので、例えば、ハード整備において、既存の建物に様々な支援の機能を追加してサービスを行うなどの活用ができると考えており、現在、市町村に当該事業の周知を図り、活用を働きかけているところです。	一部反映(B)
42	被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興と高齢者の支援	説明会	震災後、施設では超過定員の状態が生じている中、在宅で介護をしている家族等が、一時的にショートステイを利用したくてもサービスがかなり不足している状況なので、何からの形でサービスの充実を図っていただきたい。	気仙管内の各市町で、震災の影響等による施設の超過定員や入所待機者などの課題や地域のニーズ等を踏まえ、サービス見込量を検討し、必要なサービスの供給と充実について、各市町の計画に盛り込まれるものと考えております。	参考(D)
43	被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興と高齢者の支援	説明会	特養などの施設入所待機者について、震災後、沿岸部では増加したのではないかと。 また、第5期計画でも施設整備を計画的に進めるとのことであるが、特に沿岸部への整備を手厚くしていただきたい。	施設整備については、市町村が必要量を見込むものであり、保険料等にも影響することから、県が県央部から沿岸部へ整備枠を移すというとは制度上困難ですが、施設整備に対する補助については、県としても支援していきたいと考えています。	その他(F)
44	被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興と高齢者の支援	説明会	サービス付き高齢者住宅の整備について、被災市町の復興計画の内容に入れていただきたい。	圏域の協議会等で、各市町に伝えました。	その他(F)
45	被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興と高齢者の支援	説明会	素案22ページの「沿岸被災地域での取組み」のア被災地高齢者健康生活支援事業の「介護予防教室」とウ被災地高齢者ふれあい交流促進事業の「運動教室」が似ているが、具体的な違いについて教えてほしい。 また、これらの事業の内容や日程についても各事業者にも情報提供いただきたい。	アの事業は、県長寿社会振興財団に委託し、主に被災市町村の介護予防事業を支援する内容となっており、陸前高田市では仮設住宅等の高齢者向けに一次予防事業を実施しているところです。 ウの事業は、県レクリエーション協会に委託し、主に元気高齢者向けの軽体操やニュースポーツ等を組み合わせた内容を実施しているところです。 事業の内容・日程等については、様々な機会を捉えて、皆様に周知を図っていきます。	参考(D)
46	被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興と高齢者の支援	FAX	素案87ページの9被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興と高齢者の支援の(1)施策の方向、(2)今後の取組みで、被災した介護保険施設等の早期の復旧と運営を支援するとされているが、復旧に当たっては、高率な補助や有利や融資を導入していただくとともに、建設土地の確保や制限の解除を迅速に処理していただきたい。 また、運営に当たっては、医師、看護師、介護士、リハビリ職員等の配置基準の弾力化と職員の確保について検討していただきたい。	被災した施設の早期復旧と手厚い支援については、国に対して要望するとともに、先般、県において岩手県保健・医療・福祉復興推進計画(いわゆる復興特区)を策定したところです。今後も被災施設の復旧状況や要望を踏まえながら、必要な支援を講ずるよう努めてまいります。	趣旨同一(C)
47	被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興と高齢者の支援	メール	素案21ページに記載されている(2)今後の取組みの「沿岸被災地域における仮設住宅団地内のサポート拠点等を利用した交流会等の開催による新たなコミュニティにおける地域交流の支援」について、現在被災地のサロン活動は、活動場所が整っていない場合が多く、限られた数のサポート拠点の設置だけでなく、仮設の空室などを活用するなどの県内全ての仮設を対象にした計画が必要と思う。	被災地における介護予防教室や運動教室の開催にあたっては仮設住宅内にあるサポート拠点だけでなく仮設住宅における集会所で実施するなど、より多くの高齢者が参加する機会を設けるよう市町村や実施団体と調整していきます。	一部反映(B)

番号	区分	提出方法	意見等	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
48	その他	説明会	最近、様々な計画の冊子が完成した際に、「インターネットでダウンロードしてください」とする傾向が多いが、今回のプランは市町村や関係団体等と連携を図るうえでも重要な計画なので、社会福祉協議会等にも配布願いたい。	市町村及び関係機関等に可能な限り冊子として配布できるように努めます。	参考(D)
49	その他	説明会	今回の災害では、介護報酬等の請求等の取扱いについて、当初100%請求と言っていたものが、後から1割負担となり、利用者への説明に時間を要したり、請求事務にも時間を費やしたことから、今後もこのようなことのないようにしていただきたい。	今回の災害では様々な特例措置が講じられた関係上、保険料や利用料の軽減等、制度的に後追いとなった部分もあるので、ご理解いただきたい。	その他(F)